

社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会 広報紙への広告掲載に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する広報紙「社協だより」に掲載する広告に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広報紙に広告を掲載することにより、本会の新たな財源を確保し、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(広告の範囲)

第3条 広報紙に掲載する広告は、公共性及び中立性を損なうおそれのないもので、社会的信用度が高いものに限ることとし、広報紙に掲載する内容及びデザインとの調和に配慮するものとする。

2 次の各号に掲げる広告は、広報紙には掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 意見広告
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) その他、広報紙に掲載する広告として不適切であると会長が認めるもの

3 前項に定めるものの他、広報紙に掲載できる広告に関する基準は、大和郡山市広告掲載基準に準ずるものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、広告掲載位置及び広告掲載料金等は、別途定める。

(申込方法)

第5条 広告掲載を希望する者は、広告掲載申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(掲載決定等)

第6条 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに広告掲載内容及び条件について広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により広告主へ通知する。

(広告の内容等の変更)

第7条 会長は、広告の内容、デザイン(以下「広告の内容等」という。)が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要項に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第8条 会長は、次の各号に該当するときは、広告主への催告その他何らかの手續きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (3) その他、広告掲載が適切でないときと会長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、広告主は、書面により会長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第10条 前2条の規定により、取消し又は取下げをしたときは、広告掲載料は返還しない。

(広告主の責任等)

第11条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、会長に保証するものとする。
- 3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告主の届出義務)

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載内容変更届(様式第3号)により速やかに会長に届け出なければならない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) 広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(補則)

第13条 この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和 3年 2月22日から施行する。